

臨時号
令和8年 2月
2026年 2月



広報やわた

第51回衆議院議員
総選挙特集

ホームページ
<https://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策企画部市長公室秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています

2月8日(日)は衆議院議員総選挙

投票 午前7時～午後8時 開票 午後9時～ 文化センター1階
大ホール

みんなそろって投票しましょう

衆議院解散に伴い、「第51回衆議院議員総選挙」が1月27日(火)に公示され、2月8日(日)に投票が行われます。

また、今回の選挙は小選挙区選挙、比例代表選挙と併せて最高裁判所の裁判官としての適否を問う国民審査も同時に行われます。

当日は、午前7時～午後8時に市内24カ所に投票所を開設します。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な一票を生かしましょう。



八幡市で投票ができる人

衆議院議員総選挙に本市で投票できる人は、次の①～③すべてに当てはまる人です。

①日本国民

②令和7年10月26日以前に八幡市に住民登録を行い、投票時に引き続き住民登録のある人
※現在は住民でなくても、住民登録期間が3カ月以上であれば投票できる場合があります。

③平成20年2月9日以前に生まれた人

最近引っ越しをされた人の投票について

最近、住所を異動された人の投票は、表の内容をご確認ください。

八幡市内で 転居をした人	① 令和8年1月19日までに 転居の届出をした場合	新しい住所地の 投票所で投票	
	② 令和8年1月20日以降に 転居の届出をした場合	転居前の住所地の 投票所で投票	投票所入場券が届かないことがありますので、市選挙管理委員会で選挙人名簿への登録の有無を確認し、投票日当日、投票所で投票所入場券の交付を受けてください。
八幡市に 転入をした人	③ 令和7年10月26日までに 転入の届出をした場合	新しい住所地の 投票所で投票	
	④ 令和7年10月27日以降に 転入の届出をした場合	転入前の住所地の 投票所で投票	前住所地が遠方の場合、不在者投票の手続きをして投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登載されている必要があるため、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※上記以外に、短期間（約半年）に2回以上、住所変更（市内転居除く）をしていると今回の選挙に投票できない場合があります。該当される人は、早急に前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

※転出された人でも転出後一定期間（原則的に4カ月間）は、八幡市の選挙人名簿に登載されており、八幡市で投票することができる可能性があります。この場合「投票所入場券」に代え「お知らせ」のハガキを送付します。そのハガキに、投票方法が記載されています。

今回の選挙の注意点について

**投票所入場券は
2月2日(月)から
順次発送します**

急な選挙日程のため、投票所入場券の発送が2月2日(月)以降になる予定です。

ただし、選挙人名簿に登録されていれば、入場券がなくても投票できますので、直接投票所へお越しいただき、受付で係員にお申し出ください。

※期日前投票所の場所はC面、選挙当日の投票所はD面をご覧ください。

**1月28日(水)～31日(土)の
期日前投票で
国民審査の投票はできません**

衆議院の解散から選挙の公示日までが4日以内の場合、法令により、国民審査の期日前投票は投票日の7日前から行うと規定されています。

今回はこれに該当するため、国民審査の期日前投票期間は2月1日(日)～7日(土)となります。

そのため1月28日(水)～31日(土)の期日前投票所でできる投票は、小選挙区と比例代表のみとなり、国民審査の投票は改めて2月1日(日)～8日(日)にお願いすることになります。

**選挙公報を
配布します**

選挙公報は、選挙で候補者を選ぶときの大重要な資料となるものです。

この選挙公報は投票日の2日前(2月6日(金))までに各家庭にお届けします。届かない場合や、施設等において必要部数の配布を希望される場合は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所5階) ☎983-5635

第51回衆議院議員総選挙 2月8日(日)

期日前投票をご利用ください

※1月28日(水)～31日(土)は
国民審査の投票ができません。

投票日当日に都合の悪い人は、事前に市役所等で期日前投票ができます。
期日前投票をご利用の際は、投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書欄にあらかじめ記入しておとく、スムーズに投票いただけます。

ご注意ください

法令により、今回の国民審査の期日前投票期間は、2月1日(日)～7日(土)となります。
そのため1月28日(水)～31日(土)に期日前投票所でできる投票は、小選挙区と比例代表のみとなり、国民審査の投票は改めて2月1日(日)～8日(日)にお願いすることになります。

期日前投票受付場所と日時

①市役所1階エントランス

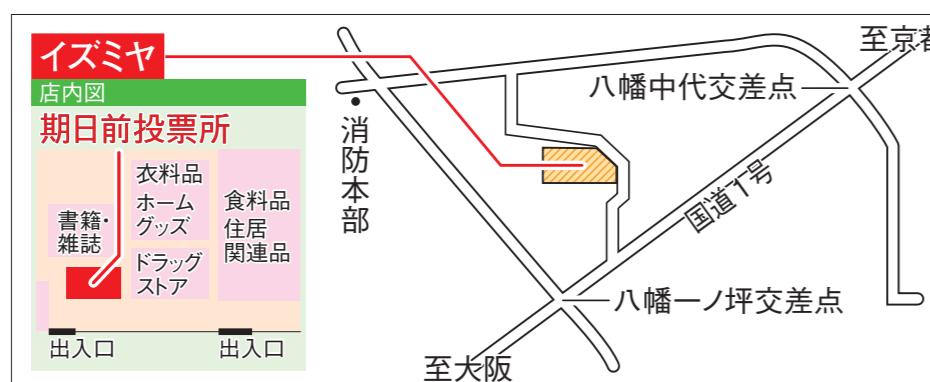
日時 1月28日(水)～2月7日(土) 午前8時30分～午後8時

現在、市役所旧本庁舎が解体工事中のため、旧本庁舎周辺の駐車場と駐輪場が使用できません。そのため、車でお越しの際は第二駐車場を、自転車・バイクは下図の青色で示す場所をご利用ください。ただし、高齢者や妊産婦、ケガ等で歩行が困難な人は、市役所新本庁舎守衛室前のおもいやり駐車場(3台分)をご利用ください。



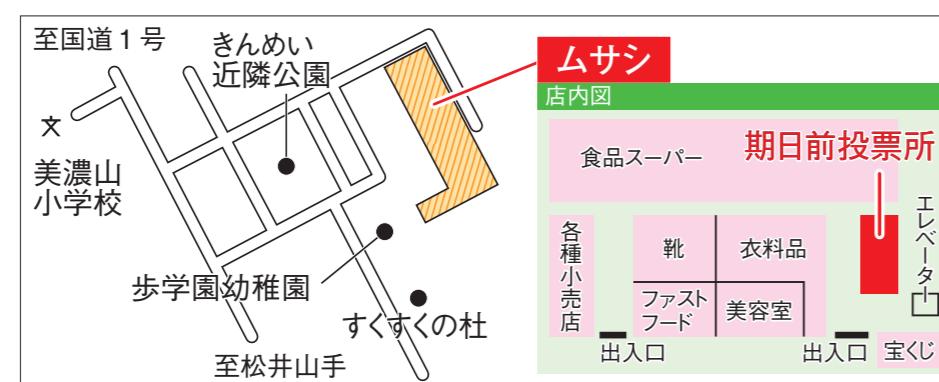
②イズミヤスーパーセンター八幡店(書籍売場前特設会場)

日時 2月5日(木)～7日(土) 午前10時～午後7時



③ホームセンタームサシ京都八幡店(食品スーパー三杉屋前特設会場)

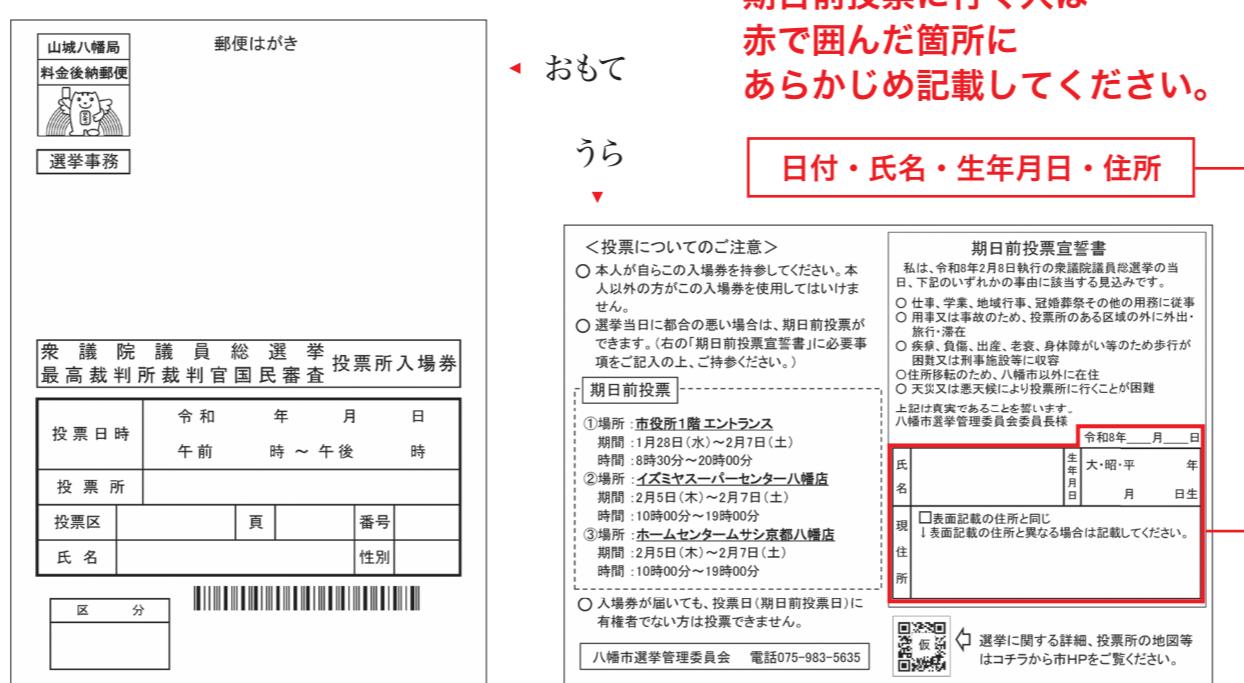
日時 2月5日(木)～7日(土) 午前10時～午後7時



投票 午前7時～午後8時

開票 午後9時～ (文化センター1階大ホール)

投票所入場券は 2月2日(月)から順次発送



あなたの投票所は「投票所入場券」(白色)に記載してあります。あらかじめご確認ください。

事前にハガキの投票所入場券(左の図)を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票所入場券を忘れずにお持ちください。

なお、投票所では投票所入場券に記載しているバーコードを読み取り、パソコンで受け付けをしますので、折り曲げずに持参してください。

投票所入場券が2月6日(金)になても届かない場合や紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されれば投票できます。投票日に投票所の係員までお申し出ください。

投票所入場券の裏面を宣誓書にしています。期日前投票をされる場合は、あらかじめ必要事項を記入し、期日前投票時に受け付けをお渡しください。



身体の不自由な人への投票制度

点字や代理投票は係員へ

投票のとき、目の不自由な人は「点字」による投票ができます。

また、体が不自由などの理由で候補者の名前を自分で記入できない人は、投票所の係員が本人から直接お伺いし、候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票」があります。

秘密は厳守します。投票所の係員に、お気軽に申し出てください。

※点字投票や代理投票は期日前投票や不在者投票をするときにもできます。

郵便により投票ができる人

身体障がいのある人(戦傷病者を含む)または常時介護を必要とする人は、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。

この方法で投票ができる人は、市の選挙人名簿に登録されている人で、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け、右上の表の要件に該当する人、または介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている人です。

郵便投票を希望する人は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

■障がいの要件

障がいの部位など	※表中()は、戦傷病者。
等 級	
両下肢・体幹	1級・2級 (特別項症～第2項症)
移動機能	1級・2級
心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級 (特別項症～第3項症)
免疫	1級～3級
肝臓	1級～3級 (特別項症～第3項症)

上記の障がいのある人で、障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が上記の障がいと同程度と認めた場合

▶郵便等投票証明書の交付を受けていない場合

随時受け付けていますので、お早めに身体障害者手帳か戦傷病者手帳、または介護保険の被保険者証のいずれかを持って市選挙管理委員会へ申請してください。

▶郵便等投票証明書の交付を受けている場合

市選挙管理委員会から投票用紙請求書を郵送しますので、必要事項を記入し、郵便等投票証明書を添えて返送してください。代理人による窓口提出も可能です。

なお、郵便による不在者投票用紙などの請求期限は2月4日(水)までです。

不在者投票制度について

病院等の不在者投票施設や滞在地の選挙管理委員会でする不在者投票制度があります。

詳しくは市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

わせください。
なお、ご利用の際は、早めの手続きをお願いします。

海外に長期滞在の人にも投票の機会があります

国政選挙に限り、海外に長期滞在している人も投票することができます。

投票をするためには、事前に在外選挙人証の

交付を受けておく必要があります。滞在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外選挙人の登録手続きをしてください。

投票はこのように



投票所では、ここに掲載した方法で投票してください。今回の選挙は、衆議院小選挙区選出議員選挙(京都6区)、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査です。

※一部、団と取り扱いが異なる投票所があります。
※1月28日(水)～31日(土)の期日前投票で国民審査の投票はできません。



投票支援カードとコミュニケーションボードについて

投票所で必要な支援を口頭で伝えることが困難な人は、期日前投票所やすべての投票所に投票支援カード（右の図）やコミュニケーションボードを用意していますので、ご利用ください。
※投票支援カードは、事前に市ホームページから入手することもできます。



とうひょうしえん 投票支援カード	
投票にお手伝いが必要な方は、このカードに書いて 投票入場券と一緒に投票の係員に渡してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 手伝ってほしいことを選んで□に☑してください <input type="checkbox"/> コミュニケーションボードを使いたい。 <input type="checkbox"/> 投票用紙に代わりに書いてほしい。(代筆してほしい) <input type="checkbox"/> 投票所内を案内(説明)してほしい。 <input type="checkbox"/> そのほかの手伝ってほしいことを書いてください。	
《記載例》声をかけてゆっくり説明してほしい。候補者名を読んでほしい。」	
【注意】 -弱気やうつ、その他の事情によって投票用紙に文字を書くことができない方に代わり、投票所の係員がご本人の指示どおりに代筆します。 -ご本人の代わりに、投票所の係員が投票用紙に書くことは法律で認められています。 -投票所の係員以外の家族や同行者が代わりに書くことはできません。	
八幡市選挙管理委員会	

あなたの投票所はこちらです

投票所設置場所一覧

第1投票所	第2投票所	第3投票所	第4投票所
第5投票所	第6投票所	第7投票所	第8投票所
第9投票所	第10投票所	第11投票所	第12投票所
第13投票所	第14投票所	第15投票所	第16投票所
第17投票所	第18投票所	第19投票所	第20投票所
第21投票所	第22投票所	第23投票所	第24投票所

投票区	投票所および所在地	対象地域
①	志水公民館 八幡岸本35-4	一区(一部)
②	二区公会堂 八幡三本橋1-1	二区(双栗含む)
③	山柴公民館 八幡山柴48・49	三区(一部)
④	橋本公民館 橋本堂ヶ原36	橋本(一部)
⑤	川口コミュニティセンター 川口萩原24-1	川口(高原を除く)・八幡(番賀・小西)
⑥	八幡人権・交流センター 八幡軸63	六区
⑦	上区公会堂 岩田高木82-2	上区
⑧	やわた流れ橋交流プラザ 上津屋里垣内56-1	中区
⑨	有都交流センター体育館 下奈良今里17	下区
⑩	内里公会堂 内里東ノ口33	内里
⑪	戸津公会堂 戸津北小路34	戸津(一部)
⑫	美濃山公会堂 美濃山宮道55-1	美濃山(一部)・戸津(一部)
⑬	長町南集会所 八幡長町3-67	八幡(長町・樋ノ口)・川口(高原)
⑭	くすのき小学校 男山金振9	男山(金振・竹園の一部)
⑮	男山第二中学校 男山石城3	男山(石城・吉井・弓岡・松里(一部))・八幡(中ノ山・福禄谷(一部))
⑯	中央センター集会所 男山八望3	男山(八望・泉)
⑰	男山第三中学校 男山笹谷3	男山(美桜・長沢・笹谷・雄徳・指月)
⑱	橋本幼稚園 橋本中ノ池尻15	橋本(一部)・西山
⑲	くすのき保育園 八幡吉野垣内3-1	三区(一部)・石清水ビューハイツ含む
⑳	南山小学校 八幡南山7	八幡(安居塚・備前・南山・福禄谷(一部)・御幸谷(一部))・美濃山(ヒル塚・幸水・宮ノ背(一部))
㉑	南センター集会所 男山竹園2	男山(香呂・竹園(一部)・松里(一部))・八幡(長谷(一部)・福禄谷(一部))
㉒	柿ヶ谷集会所 八幡柿ヶ谷80-12	八幡(柿ヶ谷・長谷(一部)・福禄谷(一部))
㉓	コミュニティセンター月愛 八幡月夜田81-1	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水粕・一ノ坪・御幸谷(一部))
㉔	美濃山コミュニティセンター 鈴明台西70	鈴明台・岩田大谷・内里大谷

選挙に関する問い合わせ

八幡市選挙管理委員会(市役所5階) ☎983-5635